

## 枚方市条例第 3 号

### 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 市長等は、指定管理者による指定施設の管理が適正に行われているかの評価（第16条において「評価」という。）をするため、その管理の実態を把握するものとする。

第10条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（評価委員会）

第16条 評価を適正に行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市指定管理者評価委員会を、教育委員会の附属機関として枚方市教育委員会指定管理者評価委員会を置く。

- 2 枚方市指定管理者評価委員会及び枚方市教育委員会指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、評価に関し、市長等の諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。
- 3 前項の場合において、市長等は、市長が所管する指定施設の管理及び教育委員会が所管する指定施設の管理を1の指定管理者が一体的に行うときは、枚方市指定管理者評価委員会又は枚方市教育委員会指定管理者評価委員会のいずれかに一括して諮問することができる。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、評価委員会の委員、組織及び運営について準用する。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この条例は、公布の日から施行する。